

板橋区ボランティア活動推進協議会運営要綱

(平成 9年5月23日区長決決定)

(平成18年4月 1日一部改正)

(令和 4年2月14日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区ボランティア活動推進条例（以下「条例」という。）第4条に規定する板橋区ボランティア活動推進協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、条例第4条第2項に規定する事項について調査検討するため、次に掲げる事務を行う。

- ① ボランティア活動の現況調査に関すること。
- ② 総合的な連絡調整を行うための条件整備に関すること。
- ③ ボランティアと区との協働のあり方の検討に関すること。
- ④ ボランティア活動の知識の普及、意識の啓発及び活動環境の整備に関すること。
- ⑤ 前4号のほかボランティア活動推進のため、必要なこと。

(組織)

第3条 条例第4条第3項に規定する委員は、学識経験者、ボランティア活動をしている区民の代表者等から、20名以内で区長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年以内とし、原則として再任はしない。
2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 区長は、委員に職務遂行上の支障が生じたとき、又は委員としてふさわしくない行為があったときは、協議会の意見を聴いて委員を解任することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(専門部会)

第9条 協議会の円滑な運営のため、必要があるときは専門部会を置くことができる。
2 専門部会は、協議会委員の中から会長が指名する委員9名以内で構成する。

(専門部会長)

第10条 専門部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 部会長は、専門部会を主宰し、会務を総理する。
3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(公開等)

第11条 協議会は、公開で行うものとする。
2 会議の記録は、要点記録により会議録を作成し、公開するものとする。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、地域振興課において処理する。

付 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 2 3 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 4 日から施行する。